

令和8年度 第1回 入間市公民館運営審議会

日時：令和8年5月15日（金）

午後2時00分～午後3時30分

会場：教育センター 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ① 第3次公民館基本計画（令和9～13年度）について【諮問】
- ② 地域学校協働活動と公民館の役割について

(2) 報告事項

- ① 令和7年度公民館事業報告について
- ② 令和8年度公民館事業計画について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1-1 第3次入間市公民館基本計画〔素案〕
- 資料1-2 社会教育関係4計画策定スケジュール
- 資料2-1 地域学校協働活動と公民館の役割について
- 資料2-2 令和7年度地域学校協働活動概要
- 資料3 令和7年度公民館事業報告書
- 資料4 令和8年度公民館事業計画書
- 参考資料 諮問書（写）

令和8年度入間市公民館運営審議会委員名簿

任 期：令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

No.	氏名	選出区分	所属団体等	役職
1	もした たくみ 森田 匠	向原中学校	学校教育関係者 (入間市校長会)	
2	いよた まり 伊與田 麻利	扇町屋公民館	社会教育関係者 (アレンジメントフラワーサークル)	副委員長
3	にしざわ ひろこ 西澤 裕子	黒須公民館	社会教育関係者 (事業講師)	
4	あいはら まさのり 相原 正矩	東町公民館	地域住民 (入間ヶ丘自治会)	
5	ほしの ふみこ 星野 ふみ子	東金子公民館	地域住民 (東金子民生・児童委員協議会)	
6	なみき しげとし 双木 茂芳	金子公民館	社会教育関係者 (スポーツ協会)	
7	おかざき さちこ 岡崎 幸子	宮寺公民館	社会教育関係者 (宮寺・二本木いただきま〜すの会)	委員長
8	たかやま やすじ 高山 康次	藤沢公民館	社会教育関係者 (元気が出るふじさわ未来ネット)	
9	かみおか とみお 上岡 富雄	東藤沢公民館	社会教育関係者 (文化協会)	
10	おだぎり のりこ 小田切 典子	西武公民館	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (こども☆チャレンジひろば西武)	

※ 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じて公民館における各種事業の企画実施について調査・審議します。
(社会教育法第29条)

※ 一つの審議会等の委員のうち女性委員の割合は、委員定数の35パーセント以上とすることとしています。ただし、特別な理由がある場合には、この限りではありません。
(入間市審議会等の設置及び運用に関する指針第5条)

関係職員名簿

事務局

No.	所属	役職	担当	氏名
1	教育部	部長		浅見 泰志
2	教育部	次長		増岡 哲也
3	教育部社会教育課	課長		大石 浩士
4	教育部社会教育課	主幹	生涯学習・社会教育・公民館担当	牧野 尚人
5	教育部社会教育課	主任	生涯学習・社会教育・公民館担当	林田 匡平
6	教育部社会教育課	主任	生涯学習・社会教育・公民館担当	松岡 美紗

各地区公民館(地区センター)

No.	所属	役職	氏名
1	扇町屋公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	横川 純一郎
2	東町公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	村山 泰貴
3	黒須公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	千葉 茂
4	東金子公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	中島 将之
5	金子公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	吉澤 茂久
6	宮寺・二本木公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	根本 章
7	藤沢公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	豊泉 隆
8	東藤沢公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	関谷 智昭
9	西武公民館(地区センター)	公民館(地区センター)長	水村 昌秋

第3次入間市公民館基本計画

(令和9年度～令和13年度)

〔素案〕

入間市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 公民館を取り巻く状況

- 1 これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 計画の基本となる考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 計画策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 施策の体系

- 基本方針1 人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 重点施策(1)－① 暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供・・・・・・・・ 8
 - 重点施策(1)－② 住民の主体的な学びの支援・・・・・・・・ 8
- 基本方針2 つながりづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 重点施策(2)－① 学習情報、地域情報の提供・・・・・・・・ 9
 - 重点施策(2)－② 学習や活動の成果を発表する機会の提供・・・・・・・・ 9
 - 重点施策(2)－③ 情報交換の場の提供・・・・・・・・ 9
- 基本方針3 地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 重点施策(3)－① 地域活動の促進・・・・・・・・ 10
 - 重点施策(3)－② 地域ぐるみでの子ども・子育て支援の促進・・・・・・・・ 10

第5章 計画の推進に向けて

- 1 市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 市民への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 計画の進行管理・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

入間市教育委員会は、入間市における公民館の目指す姿、担う役割、活動方針、運営のあり方などを明らかにするため、平成29年度に「入間市公民館基本計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

その後、市政の課題や教育を取り巻く社会の動向の変化に合わせた社会教育・公民館活動を進めるため、令和4年度から「第2次公民館基本計画」に基づき公民館事業の更なる展開を図ってきました。

この度策定する「第3次入間市公民館基本計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの取り組みを継承し発展させるため、今後の5年間に於いて公民館が取り組む施策と目標を明らかにする計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 公民館の法的位置づけ

本市は『社会教育法』及び『公民館の設置及び運営に関する基準』に基づき『入間市公民館設置及び管理条例』を制定し、公民館を設置・運営しています。

(2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は、法令及び国や埼玉県教育振興基本計画等を踏まえつつ、「入間市総合計画」との整合を図って策定した「入間市教育大綱」及び「入間市教育振興基本計画」に関連する個別計画です。

① 第7次入間市総合計画〔計画期間 令和9～18年度〕 【策定中】

「入間市総合計画」は、市民生活に関わる様々な施策や事業を実施する際の指針となる計画であり、市全体の進むべき方向性を表す計画です。

10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 誰もが豊かさを実感できるまち いるま」とし、施策の大綱に「こどもたちが自分らしく健やかに育つまちづくり」「多様性を認め世代を超えて互いに成長し、文化を伝え育むまちづくり」を位置付けています。

② 入間市教育大綱 【策定中】

「入間市教育大綱」は、地域の実情を踏まえて市の教育や文化の振興に関する総合的な施策についての基本となる考え方を定めるものです。

基本理念を「豊かな学びの場から ともに幸せな未来を拓く いるまの教育」とし、市の教育の基本的な方針を示すものです。

③ 第4期入間市教育振興基本計画〔計画期間：令和9～13年度〕【策定中】

「第4期入間市教育振興基本計画」は、本市の教育施策全体を貫く基本理念と各分野における取組の方向性を明らかにし、教育の一層の振興を図るための計画です。

この計画は、「入間市教育大綱」にあわせて「豊かな学びの場から ともに幸せな未来を拓く いるまの教育」を基本理念とし、社会教育・生涯学習にかかる基本方針として「学びと交流を通じた市民による地域コミュニティづくりを推進する」「ライフステージに応じた学びと実践による共創のまちづくりを推進する」を位置づけています。

【国や県の計画等】

i) 「第4期教育振興基本計画」〔計画期間：令和5～9年度〕

「第4期教育振興基本計画」においては、今後の教育政策の基本的な方針の一つに「地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」の必要性を唱えています。

ii) 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

(平成30年12月中央教育審議会答申)

本答申においては、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として“社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり”を示し、社会教育の方向性として“開かれつながる社会教育の実現”が掲げられています。また、この答申において公民館には元来の地域の学習拠点としての役割に加え“地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、地域の防災拠点”としての役割が期待されると示しています。

iii) 「第4期埼玉県教育振興基本計画」〔計画期間：令和6～10年度〕

「第4期埼玉県教育振興基本計画」においては、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念とし、その実現に向けて10の目標を定めた中で、社会教育・生涯学習にかかる目標として「家庭・地域の教育力の向上」「生涯にわたる学びの推進」「文化芸術の振興」を掲げています。

(3) 計画期間

第3次公民館基本計画の計画期間は、第4期入間市教育振興基本計画にあわせて令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

【体系図】

第2章 公民館を取り巻く状況

1 これまでの経緯

公民館は、市民生活における身近な学習活動、文化活動の場としての役割を担ってきました。

事業については、戦後間もない頃は青年向けの学習講座や文化活動を行う青年学級、婦人会を中心とした生活改善運動などの事業を盛んに実施しました。また、こうした事業はPTA等の活動にも広げられ、保健衛生講習や栄養改善の料理教室、青少年の健全育成など様々な学習機会を地域に提供するとともに、子ども会の育成や母親学級など、子どもや子育て支援を目的とした事業も活発に行っていました。

このように公民館においては、教養の向上や実用的な知識の取得を目指した事業など多種多様な事業を実施してきました。

その後、生涯学習という概念が提唱されるようになると、公民館は地域住民に社会教育の機会を提供する場としての役割だけでなく、個々人が趣味や教養を学ぶ場としての役割が求められるようになり、サークル活動に施設を提供することに重きを置くようになりました。

施設運営においては、令和5年4月から公民館と支所・出張所を統合した地区センターとして運営を開始しました。地区センター化を図ったことで、幅広い目的での利用が可能となったことや様々な業務を担う地域の拠点として複合的な機能を有することとなりました。

2 現状と課題

近年は、少子化・高齢化の進行による人口構造の変化、新しい働き方の拡大による家族形態の変化など、様々な面で社会情勢が変化しており、地域コミュニティの衰退など、市民の暮らしにも様々な影響が生じております。

こうした状況の中で公民館においては、子ども会の解散やサークル活動の減少など公民館で活動する方々や団体の状況が変化しております。また、SDGsの啓発、健康づくりの推進、貧困問題への対応、情報化社会への対応など現代的課題に関する学習機会の提供や、地域コミュニティづくり、子育て支援、学校との連携・協働、地域の福祉の向上への貢献などがこれまで以上に重要視されるようになりました。

一方、市政においては、地域住民の利便性の向上や地域福祉の発展に資することを目的として、支所や公民館などを複合化する形で地区センター化を進めた中で、地域における公民館の位置づけが希薄となってしまっている点が見受けられます。

3 今後の方向性

(1) 社会教育施設としての公民館の事業の推進

法令における公民館の目的、当市の教育における公民館の位置づけを踏まえ、社会教育施設として、地域住民に学びの機会を提供する取り組みや、地域住民の主体的な

学びを支援する取り組みを継続していきます。

また、公民館が拠点となり、住民と住民、地域と住民をつなぐ取り組みや、地域住民が学んだことを活用できる場を提供する取り組みを継続していきます。

(2) 公民館を取り巻く状況変化への対応

近年、公民館に対しては、社会教育や生涯学習を行う場であることはもちろんのこと、持続可能な地域コミュニティづくりの支援、地域・学校・家庭の連携強化、こどもまんなか社会の実現への寄与につながる様々な取り組み等、社会情勢の変化やそのニーズへの対応が求められています。

元来公民館に求められてきた役割である、学習活動や文化活動の場としての発展に加え、公民館を中心とした地域社会の実現のため、地区センター化による利点を生かしながら、各地域の軸となり、その地域の状況に応じた取り組みを進めていきます。

第3章 計画の基本となる考え方

1 基本理念

公民館の目的の実現に向け、本市において公民館がどのような施設であるべきか基本的な考えを示すものです。

みんなの学びあいと交流による

豊かな地域コミュニティづくりを支える公民館

公民館は、社会教育をととした地域コミュニティづくりを支える拠点施設としての役割を担っていきます。

2 計画全体にかかる視点

基本理念の実現に向け、計画の策定及び施策の展開を図るうえで基本とする視点です。

○ 地域から親しまれ信頼される公民館

公民館は、誰もが気軽に立ち寄りたくなる明るい雰囲気を持つとともに、教育機関としての専門性を発揮し、地域住民の要望や相談に的確に対応します。

○ 地域に必要な学びを提供する公民館

公民館は、住民同士が生活課題や地域課題を解決するために、自立・協働・創造に向けて主体的に学ぶことができる、多様で魅力的な学習機会を提供します。

○ 地域の交流や協働を促進する公民館

公民館は、コーディネート力を発揮し、住民同士が絆を結ぶことができるよう支援することにより、地域づくりを推進します。

第4章 施策の体系

【施策の体系】

基本方針	重点施策	取組項目
人づくり	暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供	現代的課題をテーマとした学習事業の企画・実施
		関係団体との連携による学びの機会の充実
	住民の主体的な学びの支援	学習に関する相談体制の強化
		地域の要望を踏まえた事業の企画・実施
つながりづくり	学習情報、地域情報の提供	様々な媒体を利用した情報提供の充実
		地域活動団体紹介コーナーの設置運用
	学習や活動の成果を発表する機会の提供	施設利用者に対する個人・団体間の連携による事業の提案
		文化祭等のイベントの実施
	情報交換の場の提供	(仮称) 地域づくり協議会の設置
		オープンスペースの拡充
地域づくり	地域活動の促進	自治会など地域活動団体の支援
		新規地域づくり団体支援制度の創設
	地域ぐるみの子ども・子育て支援の促進	地域学校協働活動の推進
		子育て・家庭教育支援事業の実施
		子どもの居場所づくり事業の実施

基本方針1 人づくり

様々な教室や講座を実施し、地域の方々の教養の向上、健康の増進、文化の振興に寄与します。また、住民の自発的な学習活動を支援します。

重点施策(1)－① 暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供

地域の方々の生きがいづくりや現代的課題に対応する様々な学びの機会を提供します。

取組項目1 現代的課題をテーマとした学習事業の企画・実施

- ・生活・文化の向上、健康・福祉の増進につながる学習事業を企画し実施します。

取組項目2 関係団体と連携した学びの機会の充実

- ・関係団体・機関等との連携・協働により、それぞれの特性を活かした事業の推進を図ります。

重点施策(1)－② 住民の主体的な学びの支援

地域の方々に学びのきっかけを提供するとともに、学習活動の支援を行います。

取組項目1 学習に関する相談体制の強化

- ・地域住民が学びを始め、学びを深めていくための教室・講座に関する相談ができる体制づくりに努めます。

取組項目2 地域の要望を踏まえた事業の企画・実施

- ・地域の方々が必要とする学びを提供するため、地域の方々の意向や要望を踏まえた事業を実施します。

基本方針2 つながりづくり

学びを通した様々な交流の機会を提供し、地域の方々のつながりづくりを進めます。

重点施策(2)－① 学習情報、地域情報の提供

地域の方々が地域で展開されている様々な活動を知り、触れ合う機会を提供します。

取組項目1 様々な媒体を活用した情報提供の充実

- ・地区センターだより、掲示板、SNS等様々な媒体を通して地域活動に関する情報発信を行います。

取組項目2 地域活動団体紹介コーナーの設置運営

- ・施設内に設置してある「地域活動団体紹介コーナー」の更なる活用を図り、地区センター（公民館）を利用されている方々の交流が活動への参加を促します。

重点施策(2)－② 学習や活動の成果を発表する機会の提供

学びや活動の成果を伝え合う機会を提供し、学びを通した地域の交流を深めます。

取組項目1 施設利用者に対する個人・団体間の連携による事業の提案

- ・公民館が持つ情報やネットワークを活用し、個人・団体の活動の発展を支援します。

取組項目2 文化祭等のイベントの実施

- ・日頃の学習等の成果を発表する文化祭や各種イベント等を開催します。

重点施策(2)－③ 情報交換の場の提供

- ・地域の方々同士による相談や意見交換をする場を提供し、地域の方々のつながりを深めます。

取組項目1 （仮称）地域づくり協議会の運営

- ・公民館（地区センター）が軸となり、地区センターの有する4機能（自治振興支援・支所・福祉総合相談窓口・防災拠点）や学校の代表者、地域活動を行う各種団体等が地域課題、地域づくりに関する協議を行う「（仮称）地域づくり協議会」を設置します。

取組項目2 オープンスペースの拡充

- ・地域住民が気軽に立ち寄り、打ち合わせや相談ができるオープンスペースの拡充など施設の機能向上に努めます。

基本方針3 地域づくり

地域活動を支援するとともに学習の成果を地域で活用する場の提供に努め、各種団体の協働・連携による地域づくりに取り組みます。

重点施策(3)－① 地域活動の促進

取組項目1 自治会など地域活動団体の支援

- ・自治会、交通安全協会、スポーツ協会など地域づくりに携わっている団体の活動を支援します。

取組項目2 新規地域づくり団体支援制度の創設

- ・「(仮称)新規地域づくり団体支援制度」を設置し、地域活動の活性化を図ります。

重点施策(3)－② 地域ぐるみの子ども・子育て支援の促進

地域の団体や事業者と連携・協働による子ども・子育て支援事業を実施します。

取組項目1 地域学校協働活動の推進

- ・地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を進める地域学校協働活動の更なる推進を図ります。

取組項目2 子育て・家庭教育支援事業の実施

- ・公民館主催又は市の関係部署や各種団体との共催により、子育て・家庭教育支援につながる様々な事業を実施します。

取組項目3 子どもの居場所づくり事業の実施

- ・学校の長期休暇期間を中心に、地域における多様な子どもの居場所づくり事業を実施します。

第5章 計画の推進に向けて

1 市の取組

(1) 推進体制・組織

- ・地域振興課との連携による地区センター（公民館）の運営のあり方を示します。
- ・地域の特性を踏まえつつ、市全体でバランスよく公民館事業を企画・実施するための考え方や方策を示します。

(2) 職員の育成

① 社会教育関係有資格者の育成

- ・社会教育主事講習への継続的な参加による専門性の高い職員の育成方針を示します。

② 各種研修会への参加

- ・国、県及び団体（埼玉県公民館連絡協議会等）が開催する研修会への参加による職員の育成方針を示します。

③ OJTの活用

- ・OJTの実施による職場における職員の育成の考え方を示します。

2 市民への働きかけ

(1) 市民への周知

- ・公民館を拠点とした学習活動や地域活動に関する住民への周知の考え方、取組方針を示します。

(2) 市民との協働

- ・市民との協働のあり方、取組の進め方を示します。

3 計画の進行管理・評価

(1) 進行管理の行い方

- ・計画の進行管理に関する考え方や実施のあり方を示します。

(2) 評価の考え方

- ・計画の進捗状況、目標達成度の評価に関する考え方や実施のあり方を示します。

第3次入間市公民館基本計画〔素案〕
(令和9年度～13年度)

発行日 令和8(2026)年5月
発 行 入間市教育委員会
編 集 教育部 社会教育課
〒358-8511
入間市豊岡1丁目16番1号
電 話 04-2964-1111 (代表)
E-Mail ir815000@city.iruma.lg.jp

社会教育関係 4 計画 策定スケジュール

計画 月	教育振興基本計画			
	生涯学習推進計画	公民館基本計画	博物館基本計画	図書館基本計画
4	・素案(案)に対する意見整理	・素案(案)に対する意見整理	・素案(案)に対する意見整理	・素案(案)に対する意見整理
5	・計画策定WTにて検討 ・素案とりまとめ	5/13 社会教育委員会 ・素案とりまとめ 〔公民館運営審議会①〕	・素案(案)に対する意見整理 ・素案とりまとめ 〔博物館協議会①〕	・素案(案)に対する意見整理 ・素案とりまとめ 〔図書館協議会①〕
6	〔生涯学習推進会議〕			
7	〔計画策定WT〕		〔博物館協議会②〕	
8		8/7 社会教育委員会		
9	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成
10	・パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施
11	・パブリックコメント結果まとめ	・パブリックコメント結果まとめ	・パブリックコメント結果まとめ	・パブリックコメント結果まとめ
12		12/16 社会教育委員会		
1	・成案作成	〔公民館運営審議会②〕 ・成案作成	〔博物館協議会③〕 ・成案作成	〔図書館協議会②〕 ・成案作成
2				
3		〔公民館運営審議会③〕 3/18 社会教育委員会	〔博物館協議会④〕 協議 ④	〔図書館協議会③〕

地域学校協働活動と公民館の役割について

1 地域学校協働活動

学校と地域がどちらかの活動をもう一方がサポートするという関係性でなく、相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動が「地域学校協働活動」。

従来別個に展開されてきた「学校運営協議会制度」「学校・家庭・地域の連携事業」を、相互補完的な役割を果たし合う関係へと深化させ、関係者があるべき地域の姿を共有しながら、互いが対等な立場で「学校を核とした地域づくり」を目指すもの。

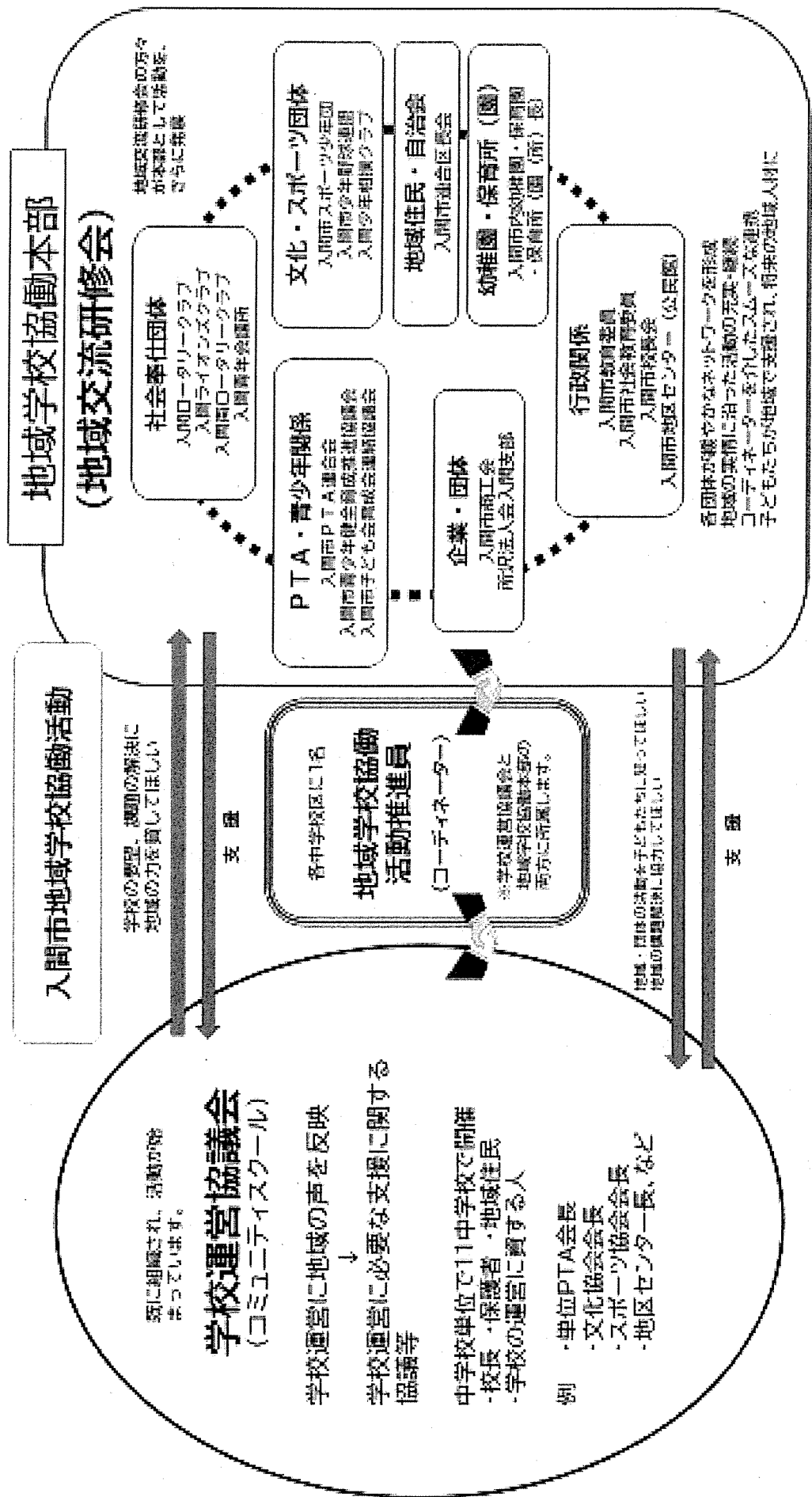
2 入間市地域学校協働活動

(1) これまでの経緯

年度	時 期	内 容
R 4	4.05.26	○モデル地区（金子中学校区、東金子中学校区）の公民館長、学校長への地域学校協働活動の概要説明
	通年	○地域の学校応援団、ボランティアの把握、とりまとめ
		○モデル地区の学校に現状聞き取り
	4.11.15	○地区センター化ワーキンググループへの概要説明
	5.02.01	○令和4年度社会教育委員会議 「地域と学校の協働活動における課題解決に向けて」作成
	5.02.17	○金子地区地域活動団体情報交換会議開催
	5.03.08～10	○地区センター職員への研修実施（講師：大久保社会教育指導員）
	5.03.16	○地区センター職員への研修実施（講師：山本教育委員）
R 5	5.04.01	○地域学校協働活動推進員設置要綱施行
	5.4月	○校長会、保護者ヘリーバー配信、HP掲載
	5.06.05	○金子公民館運営委員会（金子地区を盛り上げる会）開催
	5.07.07	○宮寺・二本木地区青少年健全育成会で概要説明
	5.07.12	○いるま生涯学習出前講座・藤沢北小で概要説明
	5.11.02	○第1回地域交流研修会開催（学校教育課主催）
	6.01.29	○第2回地域交流研修会開催（社会教育課主催）
	6.2月	○地域学校協働活動推進員の選出依頼
R 6	6.04.15	○校長会に資料配付
	6.04.23	○4月教育委員会定例会議案提出（地域学校協働活動推進員の委嘱及び任命）
	6.05.17	○地域学校協働活動推進員委嘱状交付式及び研修会実施
	6.07.09	○地域交流研修会開催
	6.10.08	○地域学校協働活動推進員情報交換会
	7.02.27	○いるま生涯学習出前講座・学校事務研究会に説明
	7.03.11	○地域学校協働活動推進員情報交換会
R 7	7.05.14	○地域学校協働活動推進員委嘱及び研修会
	7.07.17	○地域交流研修会開催
	通年	○地域学校協働活動推進員への伴走支援

(2) 推進体制

市内の地域活動団体、民間企業等を含めた幅広い意味での地域住民等から構成される地域交流研修会を地域学校協働本部としている。
令和9年度からの次期公民館基本計画で掲げる「(仮)地域づくり協議会」では、その役割の一つとして地域学校協働本部としての役割も担っていくもの。



① 地域交流研修会

i) 概要

地域交流研修会は、市内で地域社会奉仕を目的の一つとして活動している4団体（入間ロータリークラブ、入間南ロータリークラブ、入間ライオンズクラブ、入間青年会議所）による情報交換会において入間市の未来を担う子どもたちのために何かできることを模索することが提案され、入間市教育部とネットワークを構築する形で平成20年度に発足した。令和7年度には入間市工業会が加わり、現在は20団体が参加する組織となっている。

「入間の子どもたちのために」をテーマに掲げ、地域で子どもを育む活動を展開している。年1～2回程度の全体会の他、各中学校区で適宜活動を行っている。

この会は会長や副会長は設置していない。事務局は入間市教育委員会内に設置しており、令和5年度下半期から社会教育課が担当している。

② 地域学校協働活動推進員

i) 概要

地域学校協働活動を推進するため、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割を担う。

人 数 各中学校区に1名

活動内容 学校と地域交流研修会等との連絡・調整（年3程度）

学校運営協議会に委員として出席（年3回程度）

任 期 1年（継続は妨げない）

謝 金 1回3,500円（学校運営協議会委員報酬と同額）
（上限17,500円 3,500円×5回）



ii) 令和8年度のスケジュール

時期	学校運営協議会	地域学校協働活動推進員
1学期	○第1回学校運営協議会	○推進員委嘱式及び研修会 ○地域交流研修会（7月頃を予定）
2学期	○第2回学校運営協議会	○学校と地域学校協働本部との連絡・調整 （年3回程度）
3学期	○第3回学校運営協議会	

3 社会教育課の取り組み

(1) 庁内支援体制の強化

地域振興課地区センター担当との連携により、地区センター長会議や地域づくりWG等の機会を活用して職員研修等を実施し、地域学校協働活動に関する認識を共通のものとして業務を進める。

令和7年度からは全ての学校運営協議会に各地区センター長が参画し、学校運営協議会と地域学校協働本部の連携体制強化を図った。

(2) 地域学校協働活動推進員の支援

地区センターと連携して地域と地域学校協働活動推進員をつなぐ窓口として推進員を支援するとともに、推進員からの相談に対応し状況により地域学校協働本部会議を開催して各種調整にあたる。

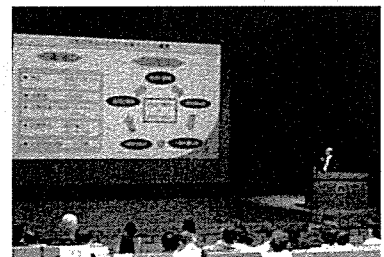
令和7年度入間市地域学校協働活動について（概要）

今年度の地域学校協働活動における変更点は、各学校運営協議会に各公民館長（地区センター長）が参画したことです。これにより各地区の学校運営協議会と地域学校協働本部の連携体制強化を図り、各地域における活動がスムーズに実施できたものと捉えています。

以下、令和7年度入間市地域学校協働活動の概要を報告します。

1 令和7年度地域学校協働活動実施内容

実施日	内 容
～7.04	各学校運営協議会に対し公民館長参画を依頼 (学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化を目的)
7.04.25	4月教育委員会定例会議案提出 (地域学校協働活動推進員の委嘱及び任命)
7.05.14	地域学校協働活動推進員委嘱状交付式及び研修会
7.05～	各地域・学校での活動開始
7.07.17	令和7年度地域交流研修会開催
7.08.27	地区センター長WGにおいて地域学校協働活動についての研修
7.09.11	地区センター地域づくりWGにおいて地域学校協働活動についての研修 (上記2WGでの研修では山本職務代理者作成の「入間市の地域学校協働活動の進め方」資料を使用)
7.12.18	地区センター長WGにおいて入間市の教育についての教育長訓示



地域交流研修会

2 令和7年度の各中学校区における活動一例

○豊岡中学校区

学校運営協議会の協議結果から不登校生徒の見守り対応への発展

令和6年度の学校運営協議会での協議結果をもとに、公民館で活動するサークル等に見守り活動への協力を依頼、試行期間を経て、2学期より正式に開始。東町地区センターから依頼した5名が見守りボランティアとして従事。

○黒須中学校区

黒須中学校生徒とともにの除草作業及び挨拶運動の実施

50名に上る黒須中学生徒が有志で参加し、地区住民や地域のボランティアとともに除草作業及び挨拶運動を実施。



○向原中学校区

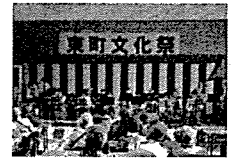
向原中学校生徒の「久保稲荷なかよし広場」への参加

なかよし広場（児童向け子ども食堂と学習支援事業）お楽しみ会で向中美術部の作品展示、同広場を卒業した中学生による運営支援の実施。

○東町中学校区

東町中学校生徒の東町文化祭への参加

動の部では、東町中吹奏楽部25名によりアンコール含む7曲を演奏。また、静の部においては、13人（13作品）の生徒が作品を出品。



○東金子中学校区

地域人材による授業とその成果を活用した地区行事への参加

東金中3学年美術の時間において東金子写真クラブ会員による写真の講義を実施、その学びを実践して撮影した作品を東金子文化まつりで同クラブ会員とのコラボ作品として出品。



○武蔵中学校区

武蔵中生徒、学校運営協議会委員、市職員での地域研究授業の実施

地域人材活用による地域研究授業として「わたしと相手のウェルビーイングを満たしたお祭りのアイディア」をテーマとしたワークショップを行い、地域社会への理解と将来についての検討を実施。

○金子中学校区

学校行事と地区行事における生徒と地域との交流

金中体育祭において、地区住民との盆踊りを実施するとともに、金子地区さくらまつり及び芸能文化祭には金中吹奏楽部が出演し学校と地域の相互の文化交流を実施。



○藤沢中学校区

「地域における教育資源の活用」、「地域・学校間の連携」をテーマとした熟議の実施

学校運営協議会において、子どもたちにとってどんな学びが必要か、また、学校と地域が互いに無理なく、持続可能な形で協力できるかということをテーマとして熟議を実施。

○上藤沢中学校区

上藤沢中学校区児童の東藤沢文化祭への参加

前日に開催された藤沢東小50周年式典に引き続いて、カナリヤシンガーズ、藤沢東小歌声リーダー、藤沢東小よさこいソーランの3団体が東藤沢文化祭に参加。



○西武中学校区

学校運営協議会の協議結果から自転車の乗り方教室及び地域による立哨指導への発展

地域協働、部活動地域移行についての協議から、西武中、仏子小、西武地区健全育成推進会による自転車の安全な乗り方教室を実施するとともに、自転車通学となる児童向けの通学シミュレーションと地域の方による立哨を実施。

参考) 中学校区を越えた地域学校協働活動例

□東町中学校区-藤沢中学校区

東町公民館で活動するボランティア団体の活動への藤中生徒のボランティア参加

「にこにこ広場」が実施する子ども食堂活動へ延61名の藤中生徒が参加。



□藤沢中学校区-上藤沢中学校区

藤中生徒と上藤中生徒の藤沢地区夏祭りへの参加

地域学校協働活動のブースを設置、SDGsへの取組の一環として間伐材を利用した竹細工とプランター販売を実施。